



9月9日は救急の日です

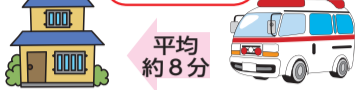
全国一斉に「救急の日」を含む1週間(9月9日(日)～15日(土))を「救急医療週間」として、市民の皆さんに救急業務に対する正しい理解と認識を深めていただくためのお知らせやキャンペーン等を行います。

消防本部救急課 ☎2929・9123

一人でも多くの命を救うために 救急車の適正利用にご協力を

◆救急出動件数が過去最高に
本市の平成23年中の救急出動は、14,636件で、搬送人数は13,122人でした。市民約26人に1人を搬送し、一日あたりになると約40件の出動でした。

到着時間



平均約8分

◆本当に救急車が必要ですか？
救急車利用の中には「かすり傷程度のけがや軽い風邪」「どこの病院へ行けば良いかわからない」など

◆緊急性の低い要請もあり、こうした要請が本当に救急車を必要とする方への対応に支障をきたし、救える命が救えなくなるおそれがあります。意識がない、激しい痛みがあるなど緊急性の高いときは、ためらわずに救急車を呼んでください。

◆いざというときのために 応急手当を学びましょう
急に病気になるて倒れたり、事故に巻き込まれたりしたとき、命を救うためには、救急車が到着するまでの応急手当が最も重要です。特に突然心臓が停止してしまつた場合、脳は約4分で回復不能になってしまうと言われています。このような人を助けるためには、ただちに119番通報を行うとともに、心肺蘇生法を開始し必要に応じてAED(自動体外式除細動器)



病気やけがをして困ったときは 相談窓口等をご利用ください

◆この病院に行けば良いかわからないときは

- ◆電話での問い合わせ(24時間対応)
▶所沢市休日夜間病院案内…☎2922・9292(消防本部指令課内)
- ▶埼玉県救急医療情報センター(歯科・精神科を除く)…☎048・824・4199

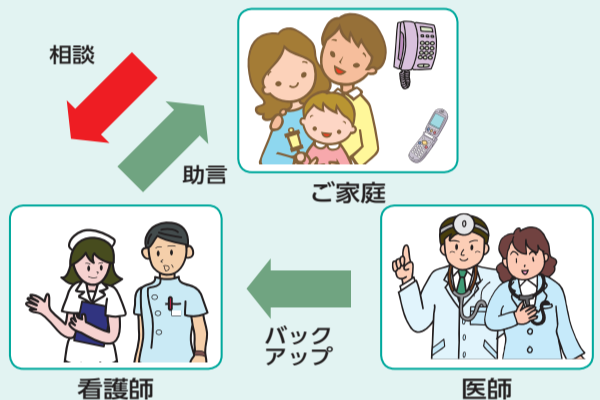
◆インターネットでの検索
市HP(「医療機関情報」をクリック)をご覧ください。

◆聴覚障がいをお持ちの方は
FAXや携帯電話のメールで緊急通報や病院の問い合わせができるシステムがあります。

◎詳細は、消防本部指令課☎2929・9126へお問い合わせください。

◆子どもの急病・けが等の対処法の相談は

- ◆埼玉県小児救急電話相談(休日・夜間)
▶☎#8000 ▶☎048・833・7911
子どもの急病やけが等で病院に行こうか迷ったときに看護師が相談に応じます。



相談時間 ▶月～土曜日…午後7時～翌朝7時
▶日曜日・祝休日・年末年始…午前9時～翌朝7時

いざというときあわてないために…

- ▶子どもの救急ミニガイドブック…子どもの急な病気やけがの対処方法の目安となるガイドブックです。県HP(「子どもの救急」で検索)で入手できます。
- ▶(社)日本小児科学会こどもの救急HP(<http://www.kodomo-qq.jp/>)…生後1カ月～6歳までのお子さんの症状にあわせた対処方法を確認することができます。

◆消防署・分署

消防署	問い合わせ
中央消防署	☎2929-9125 けやき台1-13-11
西分署	☎2949-1190 北野3-23-2
南分署	☎2925-1190 山口182-2
東消防署	☎2998-1190 上安松974-1
北分署	☎2942-4960 神米金256-4
柳瀬分署	☎2944-1190 東所沢4-12-2

◆救命救急講習一覧

コース	時間	主な講習内容	対象
普通救命講習Ⅰ	3時間	成人への心肺蘇生法、大出血時の止血法	中学生以上 ◎小児救命講習会はお子さん同伴での受講が可能です。
普通救命講習Ⅱ	4時間	成人、小児、乳児、新生児への心肺蘇生法、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法	
上級救命講習	8時間	小児、乳児、新生児への心肺蘇生法、大出血時の止血法	小学4年生以上
小児救命講習会(普通救命講習Ⅲ)	3時間	胸骨圧迫およびAEDの取り扱い	
救命入門コース	1時間30分		

皆さんの善意

◆愛の福祉基金 ●(株)中央管財様(5千円) ●(株)ヤオコー所沢北原店様(52,711円) ●所沢カラオケ同好会様(42,740円) ●(財)埼玉YMCA様(5万円)

◆公共福祉と地域への協力のため ●西武鉄道(株)様、三井不動産レジデンシャル(株)様、東京建物(株)様(小手指タワーズディアスカイタワー1204号室・エバースカイタワー1203号室)

◆特別支援教育の充実のため ●(財)埼玉YMCA様(5万円)

◆交通事故防止啓発事業等へ ●(有)新星配管工業様(8,867円) ●日本道路(株)北関東支店埼玉営業所様(37,400円)

◆障害者福祉施設はばたき・プロペラへ ●東所沢2丁目自治会リサイクルくらグループ様(10万円)

※6月16日から7月15日までの受け付け分です。ありがとうございます。

あなたと大切な人の命を守るため 設置しましたか「住宅用火災警報器」

◆なぜ設置する必要があるの？
住宅用火災警報器(以下「住警器」)の設置により、就寝中や不在時に火災の発生を早く知ることができ、初期消火や避難行動が早まり、尊い命や財産を守ることができます。全ての住宅に住警器の設置が義務付けられています。まだ設置していない方は、早めに設置しましょう。

◆どこに設置するの？
◆寝室：すべての寝室に煙を感知する住警器を設置してください。寝室が2階の場合は階段上部にも設置が必要です。

◆台所やリビング：義務はありませんが、設置しておく安心です。

◆設置して良かった
市内の奏功事例：たばこの火が寝具に落下して出火し、寝室の住警器が作動しました。居住者は不在でしたが、警報音に気付いた隣人が119番通報し、被害を最小限に抑えました。

◆どこで買えるの？
家電販売店、ホームセンター等

◆設置後点検をしましょう
住警器は電池式のため、電気配線工事の必要はなく、ドライバーがあれば取り付けは簡単です。

◆設置後も作動点検をしましょう
住警器が汚れていると煙を感知しにくくなりますので、汚れたら掃除をし、電池が切れている場合には、速やかに交換してください。

◆悪質訪問販売・点検にご注意！
住警器や消火器の販売・点検を行って、不当な価格を請求する悪質な訪問販売の被害が発生しています。消防職員が訪問販売や点検を行うことはありませんので、不審に感じるときは、お問い合わせください。

◎住警器の詳細は、市HP(「住宅用火災警報器」で検索)をご覧ください。

消防本部予防課 ☎2929・9121